

仙台市より、中小企業者等の皆様にお知らせです。

省エネ・再エネ設備の導入 支援補助金が受けられます!!

仙台市温室効果ガス削減設備導入支援補助金

省エネ設備

- ・高効率照明
- ・高効率空調
- ・業務用給湯器
- ・冷凍冷蔵設備
- ・高効率変圧器
- ・高性能ボイラ
- ・産業用モータ

更新で

申請期間

令和5年12月25日(月)まで

対象の事業者

- ① 中小企業基本法に定める「中小企業者」
- ② 医療法人、社会福祉法人、学校法人

再エネ設備

- ・バイオマス利用設備
- ・地中熱利用設備
- ・太陽熱利用設備(自然循環型)
- ・太陽熱利用設備(強制循環型)

導入で

最大100万円

補助率に
ついて

補助率 補助対象経費の1/3または1/5または1/10
補助対象 設計費・設備費・工事費(処分費除く)

国や県の補助金と併用できます。

仙台市事業所用太陽光発電システム導入支援補助金

太陽光発電

- ・購入(所有)
- ・ファイナンスリース
- ・オンサイトPPA(電力販売契約)

導入で

申請期間

令和5年12月25日(月)まで

対象の事業者

- ① 中小企業基本法に定める「中小企業者」
- ② 医療法人、社会福祉法人、学校法人
- ③ ①・②にサービスを提供するリースまたはPPA事業者

補助額に
ついて

補助額 1kWあたり5万円
補助対象 設計費・設備費・
工事費(処分費除く)

最大250万円

※補助内容の詳細については、市ホームページをご参照ください。



▶ 温室効果ガス削減設備
<https://www.city.sendai.jp/ondanka/jigyosha/actionprogram/hojokin/setsubi.html>



▶ 太陽光発電システム
<https://www.city.sendai.jp/ondanka/jigyosha/actionprogram/hojokin/pv.html>

対象となる事業者の要件の一部

- 「温室効果ガス削減アクションプログラム」に参加していること
- 市内に事業所、工場、店舗等を設置していること

お問い合わせ

仙台市 環境局
地球温暖化対策推進課

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 6-12 二日町第2仮庁舎
TEL : 022-214-8232 / FAX : 022-214-0580

事業者の皆様と ともにアクション

「地球温暖化対策等の推進に関する条例」において、事業活動からの温室効果ガスの排出削減に関する制度を定めています。

温室効果ガス削減アクションプログラム (事業者温室効果ガス削減計画書等)

本市の温室効果ガスの約6割は事業活動によるものであり、これを削減することが重要であることから、温室効果ガスを一定程度以上排出しているなどの要件*を満たす事業者の方は、温室効果ガス削減のための計画書等(事業者温室効果ガス削減計画書や報告書など)を作成し、市に提出していただきます。

※要件

- 原油換算 1,500 キロリットル／年以上のエネルギーを使用する事業所を設置する事業者
- 温室効果ガスを 3,000 トン／年以上排出する事業所を設置する事業者
- 市内で 100 台以上の自動車所有する運送事業者

要件に満たない事業者の方も、任意で制度に参加いただくことが可能です。エネルギーコストの削減や、企業イメージの向上によるPR等にぜひご活用ください。

温室効果ガス削減アクションプログラムの仕組み



この制度に参加いただいた場合の支援

- 市職員と外部専門家が事業所などを訪問し、エネルギーコスト(光熱費、燃料費など)の削減についてアドバイス
- 中小企業者等の方向けに省エネ・再エネ設備や次世代自動車の導入に関し、補助を実施
- 優れた取り組みについて評価・表彰することにより、事業者の皆様取り組みを幅広くPR
- 削減事例など、取り組みのお役に立つ様々な情報を提供

詳しい内容は、市ホームページ▶事業者向け情報▶環境保全からご参照いただけます。

お問い合わせ

仙台市 環境局
地球温暖化対策推進課

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 6-12 二日町第2仮庁舎
TEL : 022-214-8232 / FAX : 022-214-0580